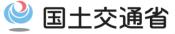
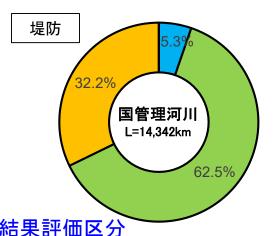
## 点検結果評価の概要【河川】

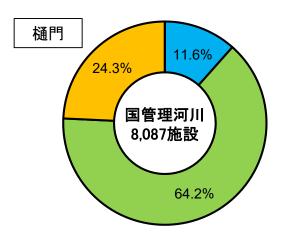


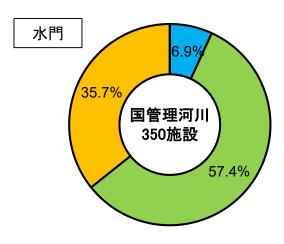
各施設については、下記区分の評価の結果に応じて、修繕等の対策の要否・方法等を判断していくことになります。

## 機能変状の評価結果の割合【R3出水期前点検】









## 点検結果評価区分

表示区分			状 態
	<b>異状なし</b> (機能支障なし)	高	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態(施設の機能に支障が生じていない軽微な変状を含む)
	<b>要監視段階</b> (機能支障なし)	(健	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する 必要がある状態(軽微な補修を必要とする変状を含む)
	<b>予防保全段階</b> (機能支障なし)	全度)	<ul><li>・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態</li><li>・ 詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態</li></ul>
	措置段階 (機能支障あり)	低	・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態・ 詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要なものも含む

<sup>・</sup>なお、上記の区分はその施設が元々有している機能に対する評価であることから、**評価区分と、洪水に対する安全性は必ずしも一致しません**。 (例えば、堤防が未完成で低い場合には、評価区分が「異状なし」であっても、洪水に対する安全性は必ずしも高いとは限りません。)

## 点検結果評価の概要【河川】

